

※ビジターセンターとは、池子の森自然公園の自然や歴史について、展示などを行っている部屋のことです、どなたでも入れます。



ご登録はこちらから！

逗子市 環境都市部 緑政課

046-873-1111 ryokusei@city.zushi.lg.jp

2022.12.1

池子の森自然公園 公園見守りサポーター

- 公園利用ルール*を守る
*詳細は内面をご覧ください
- 気がついたことがあれば市に連絡をする
- イベントのお手伝い
- 見守り
- 今後開催予定の研修会等に参加
- 散步等の際にサポーター証をつける

公園内に残された貴重な自然を守りましょう！！



◆スポーツエリア：8時45分～21時15分
(有料運動施設については9時～21時)
※毎週月曜日、12月28日～1月3日は閉園)

◆緑地エリア：曜日限定開園
【水・土・日・休日】
8時45分～17時

【公園利用ルール】

○池子の森でできること○

いきもの

- ・希少種でない生物は持ち帰らず元の場所に放せばそっと手に取って観察できます。

はらっぱ

- ・はらっぱには犬のおしっこなどがないので、安心して寝転がって読書や観察を楽しむことができます。
- ・コートをつくらないボール遊びや、ポップアップを利用することができます。

音

- ・歌を口ずさんだり、ヘッドホンを使った楽器の練習をすることができます。

※出していい音の目安は70dB（騒がしい街頭、ピアノの音、トラックのエンジン音）です

植物

- ・草笛や葉っぱ遊びなどで草木を取ったり、木登りをして遊ぶことができます。
- ・木にハンモックをつけることができます。ただし、直径20cm以上の枝に養生をしてからヒモを結んでください。

※木から落ちるなどケガには十分注意してください。

道路

- ・犬の散歩や自転車、キックボードなどは池子側から久木側の出入口間の園路のみ通行できます。自転車は各出入口付近にある駐輪場に止めましょう。※はらっぱには絶対に入らないでください。

貴重な自然を
守ろう！



池子の森自然公園緑地エリアについて

池子の森自然公園には、数多くの動植物が確認されています。この貴重な自然を次世代につなげていくために、公園利用ルールを守り、自然豊かで安全な公園を目指していきます。

×池子の森でできないこと×

いきもの

- ・捕まえた生き物を持ち帰ったり、ペットを持ち込んだりすることはできません。

※犬の散歩は池子側出入口と久木側出入口の通り抜けのみです。

はらっぱ

- ・コートを使った競技や大きなタープを張るなど、場所を占有することはできません。

音

- ・スピーカーで音を流したり、アンプをつないで楽器の演奏、合唱など大きな音が出る行為はできません。

植物

- ・枝を切ったり、木や竹を伐採したりすることはできません。

道路

- ・道路は関係車両のための道路です。車両・バイクは池子側出入口からトンネルの手前まで通行することができます。また、道路上でのボール遊びやスケートボード等は危険です。

その他

- ・公園内にゴミを捨てることはできません。ゴミは各自持ち帰ってください。
- ・喫煙、焚火、花火、爆竹の使用はできません。蚊取り線香は火の粉が落ちないケースに入れてのご利用はできますが、なるべくスプレー式やシート式のものをお使いください。
- ・米軍施設の撮影はしないでください。

※池子の森自然公園は米軍との共同使用地です。

車両や犬の通行範囲などについて、米軍関係者のルールは、ここで記載している内容と異なります。